

岡山県備中保健所長表彰基準

事業功労別	表彰種別	対象者	表彰基準	県における表彰	備考
栄養指導業務功労	岡山県備中保健所長表彰	個人(栄養士)	現在栄養士の免許を有する者であつて、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。	知事表彰 保健医療部長表彰	
栄養士養成功労	岡山県備中保健所長表彰	個人(栄養士養成従事者)	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者(法人にあつてはその代表者)、施設長又は教職員であつて、栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があつたと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上(教職員にあつては12年以上)であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。	知事表彰 保健医療部長表彰	
優良特定給食施設	岡山県備中保健所長表彰	施設(特定給食施設)	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とするべき特定給食施設(県・国立の特定給食施設を除く)であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設であつて栄養改善のための効果が顕著であること。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。 3 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果等過去に特に問題がなく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。	知事表彰 保健医療部長表彰	
精神保健福祉事業功労	岡山県備中保健所長表彰	個人 団体	次の各号のいずれにも該当する者。 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45歳以上であること。 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健福祉事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。	知事表彰 保健医療部長表彰	